

平成25年第5回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成25年12月25日（水曜日）

○議事日程

平成25年12月25日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 97号 防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正について
(各常任委員会委員長報告)
議案第 92号 防府市行政経営改革大綱について
議案第 95号 防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
議案第 96号 防府市事務分掌条例中改正について
議案第104号 平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
(以上総務委員会委員長報告)
議案第 86号 工事請負契約の一部変更について
議案第 94号 防府市男女共同参画推進条例の制定について
議案第109号 平成25年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(以上教育厚生委員会委員長報告)
議案第105号 平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第107号 平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第108号 平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
議案第110号 平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
(以上環境経済委員会委員長報告)
- 4 議案第103号 平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）
(予算委員会委員長報告)
- 5 報告第 26号 専決処分の報告について

- 報告第 27号 専決処分の報告について
6 報告第 28号 専決処分の報告について
7 議案第111号 防府市議会委員会条例中改正について
8 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	高砂朋子君	2番	久保潤爾君
3番	山田耕治君	4番	吉村弘之君
5番	橋本龍太郎君	6番	木村一彦君
7番	山本久江君	8番	安村政治君
9番	上田和夫君	10番	田中敏靖君
11番	和田敏明君	12番	藤村こずえ君
13番	清水浩司君	14番	重川恭年君
15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	吉川祐司君
総務課長	林慎一君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	福谷真人君	健康福祉部長	清水敏男君

産業振興部長	山本一之君	土木都市建設部長	金子俊文君
入札検査室長	福田一夫君	会計管理者	木村雅幸君
教育部長	原田知昭君	農業委員会事務局長	堀浩二君
選挙管理委員会事務局長	福田直之君	監査委員事務局長	藤本豊君
消防長	牛丸正美君	上下水道局次長	大田隆康君

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、平田議員、22番、中林議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第 97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正について

（各常任委員会委員長報告）

議案第 92号防府市行政経営改革大綱について

議案第 95号防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

議案第 96号防府市事務分掌条例中改正について

議案第104号平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

（以上総務委員会委員長報告）

議案第 86号工事請負契約の一部変更について

議案第 94号防府市男女共同参画推進条例の制定について

議案第109号平成25年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

（以上教育厚生委員会委員長報告）

議案第105号平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第106号平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第107号平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第108号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第110号平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第86号、議案第92号、議案第94号から議案第97号まで、及び議案第104号から議案第110号までの13議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第97号、並びに総務委員会に付託されておりました議案第92号、議案第95号、議案第96号及び議案第104号について、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務委員長 松村 学君 登壇〕

○24番（松村 学君） おはようございます。

さきの本会議におきまして、関係各常任委員会に付託となりました議案第97号中、総務委員会所管事項、並びに当委員会に付託となりました議案第92号、議案第95号、議案第96号及び議案第104号につきまして、去る12月13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第92号防府市行政経営改革大綱について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「行政評価システムの拡充への具体的な取り組みは」との質疑に対し、「現行の事業を引き続き継続すべきか見直すべきかを判別できる評価システムに変更したいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「行政評価システムの拡充の中で、市民が見てわかりやすい行政評価に変更していただきたい」との要望がございました。

また、「行政運営に経営の視点を加え、民間企業の経営理念・手法を積極的に取り入れるとあるが、具体的にどうか」との質疑に対し、「従来からの市民重視の行政に加え、成果主義及び競争原理を行政に導入し、経営の視点で行政運営を行うということでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、賛成意見として、「真のトップマネジメントの確立を目指すのであれば、非常に価値のある改革であるので、これに向けて努力していただくことを期待し、賛成する」というものがございました。

一方、反対意見として、「今後、さらに民間委託が推し進められることが予想される。このことは市職員数の削減にもつながり、市民サービスの向上を図るものとはいえない。住民福祉の向上の観点から、この大綱には賛成しがたい」というものがございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第95号防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について、及び議案第96号防府市事務分掌条例中改正について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「文化及びスポーツに関することを教育委員会から市長部局へ移管することによって、どのような利点があるのか」との質疑に対し、「文化及びスポーツを市長部局へ移管し、地域振興に係る業務と連携をとることにより、一層の地域の活性化を図ることができると思います」との答弁がございました。

これに対し、「教育委員会からは、市の他の施策との横断的な連携展開が期待できるとの意見を得ているので、本市の文化及びスポーツがさらに充実することを期待する」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、2議案とも全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正のうち、当委員会所管事項について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「国から県を通じて、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について文書が通知されているが、本議案は、これの通知以前に上程されている。本議案提出に至る経緯はどうか」との質疑に対し、「市としては、9月中旬に消費税の基本的な転嫁方針を決定し、10月の閣議決定、その後の国からの技術的な助言としての通知を受けて、正式に準備を始めております。市民への周知期間の必要性や県内他市の取り組み状況を考慮し、来年の3月議会ではなく、今議会に条例案を上程したものでございます」との答弁がございました。

また、「消費税率が8%に引き上げられることによる平成25年度当初予算ベースでの歳入の増収額、地方消費税交付金の増収額及び歳出の増加額ほどの程度か」との質疑に対し、「平成25年度当初予算ベースで単純に計算しますと、歳入につきましては、使用料収入が650万円程度、地方消費税交付金の実質的な増収が1億8,000万円程度となります。一方、歳出につきましては、3億8,000万円程度の増額になるという見込みで、歳出が歳入を上回ることとなります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、「公共施設の使用料は課税対象ではあるが、原則として納税しないこととなっているので、住民負担の軽減のために使用料を据え置くことができるのではないかと。また、使用料の改定に伴う諸経費も発生する。このような状況を考慮すると、消費税率が引き上げられたとしても、あえて使用料は据え置くべきであり、本案には賛成しかねる」という反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第104号平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）の審査については、委員会としましては御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第97号、並びに教育厚生委員会に付託されておりました議案第86号、議案第94号及び議案第109号について、教育厚生委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、関係各常任委員会に付託となりました議案第97号中、教育厚生委員会所管事項並びに当委員会に付託となりました議案第86号、議案第94号及び第109号の4議案につきまして、去る12月16日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第86号工事請負契約の一部変更について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「プール敷地内の地中埋設物の有無については、工事着手前の地質調査により、当初の設計において判明していたのではないかと。設計変更によって、これの撤去、処分を行うこととなったのは、どのような理由からなのか」との質疑に対し、「平成24年度に敷地内の3カ所で地質調査を行った際には、地中埋設物の存在について予測はされたものの確証が得られなかったことから、当初の契約には入れておりませんでした。その存在が確認され、障害となることが判明した時点での設計変更となった次第でございます」との答弁がございました。

また、「プールサイドの排水設備をなぜ、床上から床下に変更施工することとしたのか」との質疑に対し、「当初は、プール槽の周囲に配したU字溝にふたをかけて排水する設計としておりましたが、市民の皆様により安全に御利用いただくため、配水管を床下に敷設し、表出する設備を最小限、集水枘のみとするよう工法を変更するものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第94号防府市男女共同参画推進条例の制定についての主な質疑等でございますが、「本条例による「市民」の定義が、防府市自治基本条例に定める定義と異なり、市内に住所を有する者に限定されていないのは、どのような理由によるものなのか。また、将来的に、本条例に基づいて補助等の便益を与えるような場合を考慮すれば、市外居住者は別に定義した方がよいと思われるが、これについて検討を行ったのか」との質疑に対し、

「男女共同参画社会の実現に向け、国を挙げて積極的に取り組む中、条例上、また実務上において、市外居住者を厳格に区別することは適当でないと考えております。市内に通勤、通学される方から御相談があった場合につきましては、住所を市内に有するか否かにかかわらず、等しく対応、支援していく必要があると考えています。なお、本条例を根拠とした給付を伴う経済的支援は想定しておりません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等改正中、当委員会所管事項について質疑等の主なものを申し上げますと、「指定管理者により管理運営を行っている防府市公会堂、防府市地域交流センター及び防府市体育施設について、来年度以降、指定管理料の見直しを行うのか」との質疑に対し、「いずれの施設につきましても、5年間の指定管理契約を締結し、指定管理料は債務負担行為により措置しておりますが、現在、消費税率を5%として限度額を計上していることから、市の他の施設と同様に、来年の3月議会において、8%で再計算した額で債務負担行為の補正をさせていただく予定にしております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、「消費税率の8%への引き上げは、その時期も含め、数年前から議論されてきたことであり、各施設の使用料改定については、国の施策に準じて行うべきである」との賛成意見がございました。

一方、「施設によっては、有料での使用実績がほとんど見られないところもあることから、今回、市の施設全体で一括して使用料を改定する必要があるのか疑わしい。また、基本的に、低所得者の方にとっては消費税自体の負担が大きいため、使用料の改定については反対である」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

なお、議案第109号防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第97号、並びに環境経済委員会に付託されておりました議案第105号から議案第108号まで、及び議案110号について、環境経済委員長の報告を求めます。山田環境経済委員長。

〔環境経済委員長 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） おはようございます。

さきの本会議におきまして、関係各常任委員会に付託となりました議案第97号中、環境経済委員会所管事項及び当委員会に付託となりました議案第105号から議案第108号まで、及び議案第110号の6議案につきまして、去る12月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正のうち、当委員会の所管事項について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「このたびの使用料改定に伴い、多くの市民に周知を図る必要があるが、その費用は幾らかかるのか。また、その方法はどのように計画しているか」との質疑に対し、「周知にかかる費用については試算ができておりませんが、市広報等を通じて、市民の皆様に積極的にPRしていきたいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「市民の方への周知には、それなりの費用がかかると思われるが、十分なPRをしてほしい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、「この時期の消費税増税は景気回復の腰折れを招くおそれがあるものの、国の施策で消費税増税が決まった以上、これに従って行政財産の使用料等の徴収についても、増税しなければ、さまざまな混乱を招くおそれがある」との賛成意見がございました。

一方、「一般的には、消費税を増税することにより、個人消費が大きく冷え込むことが懸念される。こうした状況の中で、市が追い打ちをかけるように、使用料の税率を8%に引き上げる必要はない」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第105号平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第106号平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第107号平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第108号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第110号平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の5議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、いずれの議案も全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました6議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより、関係常任委員長長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案中、議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正に反対をいたします。

この議案は、来年、2014年4月から、国が消費税率を5%から8%へ引き上げることに伴い、市の企業会計では、水道料、工業用水道料、下水道使用料の消費税相当額を合計9,593万円余り引き上げること、これは一般世帯1年間にすると1,458円の値上げになります。

また、一般会計では、行政財産使用料など33項目にわたって、消費税相当額を合計650万円余り引き上げるといふものであります。

上下水道など公営企業会計の公共料金分は、国に対して消費税の納入が求められますので、転嫁しないと財政を圧迫するという事情がありますけれども、一般会計のほうは、ここで扱う公共料金は、消費税法第60条第6項により、国に納入しなくてもよいようになっております。したがって、転嫁しなくても自治体財政に実害は出ません。

再来年、2015年10月からは、さらに消費税率を10%に引き上げることが決まっております、あわせて、市の使用料、手数料の全面改定が予定されております。そうなりますと、市民の負担はさらに大きくなるわけであります。もともと今回の消費税率引き上げは、社会保障の充実のためといううたい文句でありましたけれども、2014年度の実質増収額5兆1,000億円の大部分は、基礎年金の財源不足や医療・介護費の膨張分の穴埋めなど、社会保障の現在の水準確保維持のために使われるわけでありますから、充実にはほど遠い内容となっております。

一方で、復興特別法人税の廃止や設備投資減税など、大企業への大幅減税が行われ、家計から吸い上げたお金を企業にばらまくという構図ができあがり、景気が本格回復する前に、個人消費は大きく冷え込む懸念が出てきたというふうに、朝日新聞の12月13日付も報道しておるとおりであります。

消費税増税が景気の冷え込みをもたらすことは、例えば、日銀の12月短観など、政府機関自身も認めているとおりであります。結果的に市の経済の冷え込みに拍車をかけることになる今回の消費税増税の転嫁は、絶対にすべきではないことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

○23番（田中 健次君） ただいま上程されております13議案のうち、議案第92号防府市行政経営改革大綱、議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例の一部改正の、この2議案に反対するというをまず、最初に申し上げます。

最初に、議案第92号の行政経営改革大綱については、市民の参画と協働の項目で「民間委託の推進」ということがあります。これまで民間委託をほとんど民間企業にさせていたものをNPOや市民団体に対してということであれば、これはこれで評価をいたしますが、残念ながらそうでないようであり、民間委託の推進ということが、今後もまた市民サービスの低下、こういったものになるのではないかとということがまず1つ。

それから、もう一つは、公共施設マネジメントに対する取り組みというようなものがありますが、その割には参画、協働の取り上げ方が不十分である、こういった理由で、92号については反対をいたします。

次に、議案第97号は、消費税率が来年の4月から8%へ引き上げられるに伴い、市の公の施設の使用料、利用料金等を引き上げるものでありますが、1年半後には10%へと引き上げ、さらに使用料等の見直しにより大幅な改定が予定されており、そうであれば二段階にわたって引き上げることなく、行政の努力により、この引き上げは見合わせるようにすべきであるということ。

一律の引き上げのため、使用料引き上げによる収入よりも、使用料引き上げのための事務経費が多くかかるような施設もあり、一部ではあるが、このような施設は引き上げを見送るほうが、むしろ財政上のメリットがあるということ。

総合的な財政の収支は現時点では明らかではありませんが、平成9年に5%に引き上げた際は、防府市は差し引き9,000万円、市財政がプラスとなっており、この際の使用料引き上げ額400万円がなくても済んだという状況でありました。

今回は、約650万円の収入増となるが、一般会計では、この消費税は税務署に納められないということ、このような引き上げをしなくても済むであろうということが予想されるということであります。

そもそも消費税は、税として逆進性が高く、所得の低い世帯に重くのしかかる問題がある税制であるということ。こういった理由で、この第97号には反対をいたします。

このほか、議案第86号プールの工事契約の一部変更については、先ほどの委員長報告のとおり質疑がありましたが、内容的には、プールの工事に伴い必要なもの、あるいは質を向上させるものであり、賛成をいたします。

また、議案第94号男女共同参画推進条例は、県内で8番目となる条例ではありますが、教育に携わる者の責務について規定し、その点を評価し、賛成をいたします。

それから、議案第95号、96号に関しては、生涯学習ということが、超高齢社会となり、これからさらに大切になってくるときに、スポーツ、文化に関する事項を教育委員会の所管から外し、生涯学習から遠ざけるような形になり、スポーツ、文化の底辺を広げる

取り組みから後退する懸念があるということ。この政策決定には市民参加が一切なく、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」では、第9条で、市の内部機関のものについては市民参加を省くことができるというふうにはありますが、その点でいって、条例改正を伴うような大きなものであり、ある意味では、この条例に抵触するような政策決定ではないか、こういったことについては問題があるのではないかとということを指摘したいと思います。

しかし、地方自治法第158条が、自治体の内部組織については自治体の長の権限とし、その条例提出を長だけに認めている唯一のものであるので、そういった趣旨も鑑み、先ほど述べた生涯学習との関連に関しては、今後も厳しく監視をしていく中で、さらに見ていく考えであること。また、市民参画及び協働の推進に関する条例に抵触するような政策決定を今後は行うべきではないということ意見をとして申し上げ、賛成をいたします。

他の議案については、執行部の説明を了として、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 申しわけありません。一括討論でございましたけれども、議案第92号の防府市行政経営改革大綱について、追加し、反対の立場を表明いたします。

まず、大綱では、これまでの行革の取り組みの評価が行われております。すなわち、平成13年度以降、約120億円の効果額を生み出し、市民サービスを向上させながら多大な効果を上げた、というふうに認識されております。

しかし、この間の市民サービスに直結をしたごみ収集業務や学校給食、あるいは保育所、学校用務業務等の民間委託を柱とする行革につきましても、市民からも中止を含むさまざまな意見が出された中で、市民サービスを向上させながら多大な効果を上げたとは言えず、その評価について疑問を感じているところでございます。

今、求められていることは、市民の満足度がどうか、これまでの取り組みについて、しっかりと市民の声を聞くことだと考えます。

さらに大綱では、民間委託を含むこれまでの行革を発展的に継承し、さらに経営の視点、行政に民間企業の経営理念、手法を取り入れていく行政経営に転換するとしております。また内部では、成果思考の組織、制度への見直し、定員管理の適正化ということで、さらに職員数を減らす方向でございます。成果主義や競争原理を強調する今回の大綱でございますけれども、自治体の公的責任、あるいは公共性という観点から、改めて自治体のあり方が問われておまして、自治体の役割と住民福祉の向上という視点に立てば、この大綱には賛成しがたいということを述べさせていただきます。

なお、この間、議会にも説明があり、出された意見に基づき、幾つかの修正も加えられ

た点につきましては評価をいたします。

以上でございます。一括討論、すみません、間違えました。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） では、討論を終結してお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第92号及び議案第97号の2議案につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第92号については、総務委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第92号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号につきましては、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第97号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、議案第94号から議案第96号まで、及び議案第104号から議案第110号までの11議案につきましては、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第86号、議案第94号から議案第96号まで、及び議案第104号から議案第110号までの11議案につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第103号平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第103号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○15番（安藤 二郎君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました

議案第103号平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）に係る委員会審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、12月13日、16日、17日の各分科会において、慎重に審査をいたしました。

さらに、12月19日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、討論、採決を行ったところでございます。

それでは、集中審査における主な質疑等につきまして、御報告申し上げます。

総務分科会からの審査事項「防災情報伝達体制整備事業」では、「コミュニティ放送設備整備事業補助金について、ふらぎFMが途中で撤退した場合の対策として、国の補助金適正化法に準じて、補助金の返還の項目を協定書の中に盛り込む予定はあるのか」との質疑に対し、「補助金適正化法を参考に、事業を撤退する場合には、10年をめぐり、年数に応じて補助金を返還していただくということを協定書等に書き込みます」との答弁がありました。

これに対し、「仮に返還してもらう場合には、どこが支払うようになるのか」との質疑があり、「出資者の方と協議が必要になってくると思います」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで集中審査を終了し、討論を求めましたところ、防災情報伝達体制整備事業について、「既に配布されたラジオを新たに経費をかけて取りかえることは若干の懸念があるが、防災情報をいろいろな方法で市民に伝達していく中で、コミュニティFMは大きな割合を占めている。聴取エリアが広がるということでしたとする」との賛成意見がありました。

また、「拡充してもなお残る聴取が難しいエリアに対して、今後もしっかり対応してほしい」「聴取が難しいエリアの方に、同報系防災行政無線の戸別受信機を配布することを検討してほしい」との要望がありました。

山頭火ふるさと館整備事業について、「アドバイザー会議の中で、山頭火ふるさと館の位置や駐車場の問題について議論していただきたい」との要望がありました。

討論を終結し、お諮りしたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、教育厚生分科会・環境経済分科会各主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等、御報告申し上げます。

教育厚生分科会では、「災害時要配慮者支援事業について、（仮称）防府市要配慮者支援計画策定協議会においては、主にどのような内容が協議されるのか」との質疑に対し、「本年6月、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の名簿を活用した避難支援の

制度が規定されました。これに伴い、市町村は、当該制度について、地域防災計画に定めるとともに全体計画を策定し、具体的な詳細事項を定めることとなりました。このことから、（仮称）防府市要配慮者支援計画策定協議会の委員の方々には、新たに策定する全体計画——「要配慮者支援マニュアル」と申しますが、これをより実効性のあるものとするため、その構成や記載事項、内容、表記等について御意見をいただきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「避難支援等関係者とは、どのような人たちを指すのか」との質疑に対し、「改正災害対策基本法の規定に基づき、防府市消防本部、山口県警察、民生委員・児童委員、防府市社会福祉協議会、自主防災組織あるいは自治会を基本に考えております」との答弁がございました。

これに対し、「自主防災組織の中には、体制の整備がまだ十分に進んでいないところも見られることから、要支援者の避難支援に当たっては万全の配慮をお願いしたい」との要望がございました。

環境経済分科会では、「来年4月からの新しいごみ分別収集の開始に伴い、外国人向けに「新分別ガイド簡易版」を作成することだが、これをもとに、どのように外国人の方へ周知していくのか」との質疑に対し、「外国人の方を雇用されている企業を訪問し、「新分別ガイド簡易版」をもとに、訪問先の担当者の方の協力を得ながら、外国人の方へ周知する予定にしております」との答弁がございました。

これに対し、「外国人の方がお住まいのアパート等にも、分別方法を掲示するなど検討してほしい」との要望がございました。

また、不燃ごみ収集運搬業務委託についてですが、「現在、行政経営改革の取り組みの中では、民間にできることは民間に委託していく方針としていますが、なぜ、市直営での収集運搬業務に変更するのか」との質疑に対し、「来年4月から不燃ごみの排出方法が大きく変わることから、行政の責務として、よりきめ細やかな指導等を行うため、市の直営で不燃ごみの収集運搬業務を行う予定にしております。一方、民間委託を進めるという方針のもとで、可燃ごみの収集運搬業務において、民間委託を追加する予定でございます」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの予算委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）につきまし

ては、賛成の立場で討論をいたします。

いろいろ、るる予算委員長の報告のとおり議論をされましたけども、特にコミュニティ放送設備整備事業補助金971万円につきましては、先ほども報告があったとおり、総務部長から補助金適正化法に倣って10年という設定を、期間をして、もしこれが達成されなかったら返還していくという明言をされましたので、これを了といたします。

そして、これによって周波数が変わって、現在の防災ラジオが使えなくなる、そして新たに7,000万円程度の予算がかかると言われていますが、買い換えが必要になると。実際、無駄ではないかというような指摘もありましたけども、現段階においては、新しい防災ツールを構築する中で、この方法が、今の段階ではより安価で有効であると考えるので、この予算を認めます。

そして、山頭火ふるさと館整備事業費45万1,000円につきましては、アドバイザー会議の費用、そして資料収集のための出張旅費が計上されておりますけども、これにつきましては、山頭火ふるさと館の整備につきましては進めていただきたいという趣旨の中で了といたしますが、先日、「うめてらす」の来館者がついに200万人を超えるということで、にぎわいを見せております。

が、しかし、駐車場の台数は34台で極少でありまして、兄部家の再建も市が考えていることから、隣接する山頭火ふるさと館建設地は駐車場とすべきであると、地元のうめネットや自治会でも意見が出てきておるといふうに聞いております。ぜひ、アドバイザー会議においても、この点について議論していただいて、いま一度そういった建設の位置も含めましてしっかりと、この地元の方々の意見を尊重したような議論がされて、また新しい方向が見出せるように要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 同じく議案第103号の一般会計補正予算に関して、賛成の立場から討論いたします。

議論のありましたコミュニティ放送整備事業補助金についてでありますけれども、そもそも防災情報伝達メディアとして、住民が主体的に情報を引き出す形で伝達されるプルメディアと、主体性を必要とせず強制的に伝達するプッシュメディアがあるというふうに考えておりますが、避難勧告伝達のためには、このプッシュメディアが重要であり、同報無線の戸別受信機が有効であるということが、例えば、2004年豊岡水害等の調査で言われております。

今回の補正予算は、向島にある送信所移設に対するものであります。引き続き、この同報無線の戸別無線機にかわる防災ラジオのための経費を将来的には補助するというもの

であり、そのためには、この予算が必要であるということでもあります。

また補助に当たっては、コミュニティFMと経営の継続、撤退の際の補助金返還等について、協定または覚書を交わすとのことであり、この事業については問題ないというふう
に考えております。

他の事業については、予算委員会の各分科会での執行部の答弁、私は全ての分科会を傍
聴させていただきましたが、その主な内容は、先ほどの委員長報告のとおりでありまして、
これを了として、この補正予算案について賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りをいたします。本案については、これを
可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第103号につきま
しては、原案のとおり可決されました。

報告第26号専決処分の報告について

報告第27号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第26号及び報告第27号の2議案を一括議題といたしま
す。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第26号及び報告第27号の専決処分の報告について、一
括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の
明け渡し等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催
告にもかかわらず家賃を納付しない入居者2人について、本年11月26日に山口地方裁
判所へ、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでござ
います。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしておるところでございます
が、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

——ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 26 号及び報告第 27 号を終わります。

報告第 28 号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第 28 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 28 号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成 25 年 10 月 23 日午前 9 時 13 分ごろ、消防署職員が消火活動のため、消防車で市道沖ノ原坂本線を北に進行中、防府市営大平山住宅の西の大字牟礼 752 番地の 1 において、車両を相手方の塀に接触させて損傷させたものでございます。塀の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しているところでありますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 28 号を終わります。

議案第 111 号防府市議会委員会条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第 111 号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。14 番、重川議員。

〔14 番 重川 恭年君 登壇〕

○14 番（重川 恭年君） 議案第 111 号防府市議会委員会条例中改正について、御説明をいたします。

本案は、防府市事務分掌条例の一部改正により、部の再編が行われますので、これに準じて常任委員会の所管を改正しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第111号については、原案のとおり可決をされました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これを持ちまして、平成25年第5回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。お疲れでございました。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月25日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 平 田 豊 民

防府市議会議員 中 林 堅 造